

平成 30 年 第 1 回臨時会

南種子町議会臨時会 会議録

平成 30 年 1 月 22 日 開会

平成 30 年 1 月 22 日 閉会

南 種 子 町 議 会

平成30年第1回南種子町議会臨時会目次

第1号（1月22日）（月曜日）

1. 開 会	3
1. 開 議	3
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	3
1. 日程第2 会期の決定	3
1. 日程第3 提案理由の説明	3
町長説明	3
1. 日程第4 議案第1号 平成29年度南種子町一般会計補正予算 （第10号）	4
総務課長説明	4
質疑	4
6番 上園和信君	4
7番 立石靖夫君	6
4番 塩釜俊朗君	8
5番 広浜喜一郎君	8
討論	10
採決	10
1. 閉 会	10

平成 30 年 第 1 回 南種子町議会臨時会

第 1 日

平成 30 年 1 月 22 日

平成 30 年第 1 回南種子町議会臨時会会議録
平成 30 年 1 月 22 日（月曜日） 午前 10 時開議

1. 議事日程（第 1 号）

- 開会の宣告
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提案理由の説明
- 日程第 4 議案第 1 号 平成29年度 南種子町一般会計補正予算（第10号）
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10 名）

1 番	河 野 浩 二 君	2 番	柳 田 博 君
3 番	大 崎 照 男 君	4 番	塩 釜 俊 朗 君
5 番	広 浜 喜 一 郎 君	6 番	上 園 和 信 君
7 番	立 石 靖 夫 君	8 番	日 高 澄 夫 君
9 番	西 園 茂 君	10 番	小 園 實 重 君

4. 欠席議員（0 名）

5. 出席事務局職員

局 長 濱 田 広 文 君 書 記 長 田 智 寛 君

6. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	名 越 修 君	副 町 長	長 田 繁 君

教 育 長	遠 藤 修 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	高 田 真 盛 君
会計管理者 兼会計課長	小川 ひとみ さん	企 画 課 長	河 口 恵一朗 君
保健福祉課長	小 西 嘉 秋 君	総合農政課長	羽 生 幸 一 君
建 設 課 長	島 崎 憲一郎 君	保 育 園 長	園 田 一 浩 君
教育委員会管理課長兼 給食センター所長兼 社会教育課長	小 脇 隆 則 君	農 業 委 員 会 事務局 長	古 市 義 朗 君

△ 開 会 午前 10時00分

開 議

○議長（小園實重君） ただいまから、平成30年第1回南種子町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小園實重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、上園和信君、7番、立石靖夫君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（小園實重君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 提案理由の説明

○議長（小園實重君） 日程第3、町長提出の議案第1号について、提案理由の説明を求めます。町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 提案理由について御説明申し上げます。

今回の臨時会に提案いたしました案件は、予算案件1件でございます。

議案第1号は、平成29年度南種子町一般会計補正予算（第10号）でございます。ふるさと応援寄附金の増加に伴うもので1億3,685万円を追加し、総額58億463万円とするものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、詳細につきましては議案審議の折に、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（小園實重君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第4 議案第1号 平成29年度南種子町一般会計補正予算（第10号）

○議長（小園實重君） 日程第4、議案第1号平成29年度南種子町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第1号平成29年度南種子町一般会計補正予算（第10号）について、御説明申し上げます。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,685万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ58億463万円とするものであります。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。まず、歳出予算から主なものについて説明いたします。

今回の補正内容としましては、ふるさと応援寄附金の増加に伴うふるさと納税返礼業務手数料が主なものであります。

2ページの歳出をお開きください。ふるさと納税推進事業費については、ふるさと応援寄附金の増加に伴うふるさと納税返礼業務手数料が主なもので、1億3,685万円を増額するものであります。

次に歳入を説明いたします。1ページをお開きください。まず、寄附金については、ふるさと応援寄附金2億円を増額するものであります。

最後に繰入金については、財政調整基金繰入金6,315万円を繰り戻すものであります。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細についてはこの後の審議において担当課長より説明を申し上げますので、御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） 3点ほど質問をいたします。

手数料で1億3,685万円が歳出予算に計上されておりますが、その経費の内訳についてお願いいたします。

○議長（小園實重君） 企画課長、河口恵一朗君。

○企画課長（河口恵一朗君） 質問にお答えいたします。

現在、南種子町が、ふるさと応援寄附金の返戻品関係の手続きで契約している業者は2社で、JTB西日本と楽天でございます。基本的には返戻品としての商品の割合が約30パーセント、返礼品の送料が約20パーセント、あと業者に払う

お金が J T B 西日本の場合で 15 パーセント、楽天の場合で 13 パーセントとなっております。それと、少し追加で商品を増やしている時もありますので、全体で 2 億 9,000 万円の手数料を組んでおりますが、全体の 67.44 パーセントの額を計上しております。中には J T B や楽天を通さないケースもございますので、若干は下がると思っておりますが、繰り返しになりますが、基本的には商品の割合が約 30 パーセント、送料が約 20 パーセント、手数料が約 15 パーセントで合計 65 パーセントとの計算で積算しているところでございます。

○議長（小園實重君） 6 番、上園和信君。

○6 番（上園和信君） この予算編成を見ると、2 億円の納税が 12 月定例会以降にあったと。それで、財政調整基金に 6,315 万円を繰入れておりますが、ふるさと納税から繰入れをしなければならなかった理由についてお訪ねいたします。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） ふるさと応援寄附金については、町の方でどの事業に協力をしますかということで 4 項目ほど設けております。「観光交流事業」、「教育文化に関する事業」、「福祉に関する事業」、「地域社会の実現に向けた街づくりに関する事業」ということで、それを提示したうえで寄附金を頂いているところであります。当初の段階で、寄附金については金額が定かではありませんで、基金等を利用しながら対象事業については一般財源として繰入れをしておりました。そういう目的の寄附金が今回多額に集まりましたので、その分については既に取り崩して先に事業に充てている金額ということで、今回繰り戻しをしたということになります。

○議長（小園實重君） 6 番、上園和信君。

○6 番（上園和信君） 当初予算を編成する時に見込みで使っていたという理解でよろしいですかね。それと、今の総務課長の説明の中で 4 つの事業に寄附者が使い道を選ぶことができるということで、南種子町では「観光交流事業」、「教育文化事業」、「福祉事業」、4 つ目が指定はしないが多方面「街づくり事業」に使ってくださいとの寄附者からの選択があってそのように使っているようですが、これは決算の時点で、この事業にいくら使ったという金額をだされますかね。それと、せっかくの善意の寄付でありますので、最終的には町民にこれだけの寄附があってこれだけの事業にいくら使ったということを広報紙等で周知する考えはあるか答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） これについては 12 月議会で増額の補正を組んだ時にみなさんの方にも事業毎のその時点での概略の数字についてはお示しをしたところ

であります。また、金額が多額になりましたので、決算時点においても前回配った資料でよろしければ同じような対応になるかと思いますが、金額については、一般財源の充当という形になりますので、詳細に1円単位までというのは不可能かもしれませんが、概略で事業毎にいくらというのはお示しできるとしております。あと、町の広報紙等による周知については、大まかな数字でしか出せないと思いますが、そこらへんについては決算の折りにこういう事業に充当されましたというのはお知らせできるかと思っております。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） まず、JTBと楽天との手数料の違い、JTBの場合は15パーセント、楽天の場合は13パーセントの基準の違いについて答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 企画課長、河口恵一朗君。

○企画課長（河口恵一朗君） お答えいたします。

手数料について企業で率が違いますが、これは企業の取り決めの中での話でございます。JTBと契約する場合には15パーセント払わないと契約ができない、楽天の場合は13パーセントというルールなので、その率で契約しているだけの事でございます。

○議長（小園實重君） 7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 企業との取り決めでしなければならないとのことではなくて、私が聞いているのは15パーセントと13パーセントは何か基準があるのかということの答弁を求めているんですよ。

○議長（小園實重君） 企画課長、河口恵一朗君。

○企画課長（河口恵一朗君） お答えいたします。

基準といいますか、JTB西日本と楽天の契約内容の違いのところで、JTB西日本の場合には契約後は向こうの経費でパンフレットを作ってもらうとか、ホームページを作って管理してもらうとかということをやってもらっております。楽天の場合はそういうパンフレットがなくて、ホームページではやっておりますけれども、そういう若干の差が率の違いであると思っております。

○議長（小園實重君） 7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） JTBの場合はパンフレット等も作っているいろいろなやっていると、楽天の場合はしてないということですが、楽天にもそういうパンフレットを作って同率の例えば15パーセントにするとか、または、パンフレット等については行政ですからJTBも13パーセントにしてくださいよという話はできないのかですね。実際、企画課長はパンフレット等については1年に何回発行し

てどのようにしているというのを認識しているのか。それから、これは町長の判断だと思いますが、私は長崎県の平戸市に行ってふるさと納税の市長の書いた本を購入してきましたが、積立金条例を作っているんですね。それが1点と12月の議会でいろいろな資料ももらいましたが、その使い道については協議会を設置して地域のためにどのようなことに使おうとかということを経済協議会で決定して使っているというのが平戸市のやり方なんです。平戸市は全国で1番になったこともあるんですが、そういう組織を作らないことにはただ行政の中で今回はこれに使おうか、あれに使おうかということでは町民がこのふるさと納税に対する認識が薄いんじゃないかと私は思っています。そのことについて答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 企画課長、河口恵一朗君。

○企画課長（河口恵一朗君） パンフレットの活用につきましては、年に1回JTBのほうで作られて送ってきます。それを納税していただければその人に配布いたしまして、納税をお願いするとき等の資料として活用しているところです。例えば行政で作るから率を下げてくださいとか逆に楽天さんにパンフレットを作ってくださいといったことは現在特にはしていませんが、今後はそういったことも検討しながら話をしていきたいと思っております。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 基本的には他の町と違った方法をとっているということだけは事実でございますから。どういうことかといいますと、うちの町は農業と観光の町だと思うんですよ。JAXAを含んでですね。それから宇宙留学生等ほかから多く来てもらうというようなことを柱に寄附金を活用しようという目的をもってやっておりますから。その辺では担当課長から今説明があったことを含んでセールスもきちんとやっている訳でありまして、いろんな機会をとおしてセールスをやっておりますから、そういう点で、比較的少なくなってきた段階で多くの寄附金がきているのではまいかと思っております。これについては、年度末を契機として寄附した方々にはすべて決算の状況とかこれからのことを含んで報告をしてわが町と納税者との結びつきを強めていきたいというのを大きな柱にしておりますから、それをぜひやらせてほしいと思っております。それで、皆さんが心配する、勝手に使っちゃうんぬんという問題については校区の座談会をやる予定にしておりましたが、なかなか日程調整ができずにやっております。ですから、3月の議会を終えた段階からやっぱり年に何回かやることによってその辺も理解させていくと同時にこの寄附金の状況については議会での意見等も含んで次の広報紙ではこのような問題が出たといったことを知らせる必要があるのではないかと思います。

すので、非常に貴重な意見として私は受け止め、これを町民みんなで共有して多くの人に関心をもってもらうような点で行けば、出郷者会等に私1人で行くことができますが、これに議会の代表や関係機関の代表者にもいってもらようなことも含んで、そして地元の人たちがまたさらに増やしていくようなこともやるべきではないかという意見もでてきておりますから、これは主として副町長に責任をもってやってもらっておりますが、そのようなことを含んでこれからやるべきだと思っておりますので、ご心配になっている点については寄附して下さる人の気持ちを十分反映するような形で運営はしていきたいと思えます。

協議会をつくる点については、後ほど検討をしたいと思えます。

○議長（小園實重君） 名越町長、質疑の中で積立金等の条例化についてのご発言もありましたが、長崎県の平戸市の事例を挙げてありましたが、その辺についてのご答弁があれば是非。町長 名越 修君

○町長（名越 修君） 失礼いたしました。条例化の問題については、そういうことで条例化しているところもありますが、市の場合と我々5,700の人口の町との違いもありますし離島的なこともありますから、主として条例の中でそういう位置づけをするかどうかということもありますから、これも内部検討はしたいと思えます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。4番、塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 同僚議員からふるさと納税についての手数料あるいは使途についての質疑応答がありましたが、私は12月議会でふるさと納税について一般質問をいたしました。その中に先ほど同僚議員が言いましたように、基金条例についても質疑をしたわけでありまして。その中で町長は、十分考えてやらなければならないと、他の市町村の条例も参考にしながら対応していきたいとの答弁でございました。今言われているのは、どのようなことにふるさと納税を使っているのか、このことは寄附をした人だけでなく町民も興味があるんじゃないかと思えます。先ほど町長が、いろんな会合において、使途についても説明したいとの答弁でしたが、是非とも基金条例の制定をしていただきたいと思えますが、3月議会においてこの条例を制定する考えがあるかお聞きしたいと思えます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 3月議会で提案するかどうかを含んで検討するというところでございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。5番、広浜喜一郎君。

○5番（広浜喜一郎君） このふるさと納税の返礼品は、納税者に対して返礼品のパンプレットを送るかと思えますが、返礼品の中に備品が入ってますよね。トース

ターとかコードレスクリーナー、それからワインの6本セットとか南種子町に全然関係のないものだと思いますけれども、これは国のほうも備品とか現金に換金できるものについては遠慮するよという達しも来ているかと思いますが、返礼品のパンフレットの中に備品等も入っているのかをまずお伺いします。

○企画課長（河口恵一朗君） お答えいたします。

パンフレットについては、紙に掲載しているものとホームページにしかでないものとかといった形で、全く同じものではなくて、逆に申し込みの段階で先に契約したのものについてはパンフレットに載っていますが、あとから契約したものはパンフレットに載っていないものがございます。先ほどご指摘のありましたワインとかといったものにつきましては29年度につきましては後で契約がまとまりましたので、最初の段階では載っておりません。追加での契約でございましたので、ホームページのほうには掲載されております。家電につきましては年内はホームページに掲載しておりましたが、今現在はホームページから削除しております。

そういうことで、パンフレットに載っているものと載っていないものがあること、それは契約の時期が印刷までに間に合ったかどうかということでございます。あと、追加で契約がまとまったものにつきましては別刷りで必要に応じて追加で資料を渡している状況でございます。

○議長（小園實重君） 5番、広浜喜一郎君。

○5番（広浜喜一郎君） 備品とかはできるだけ省いて、これはどこでも手に入るものだと思いますので、ふるさとチョイスの返礼品の1番最初に「鹿児島県南種子町へ行こう」というJTBのトラベルギフトとかありますが、こういうのを進めて増やしていけばどうかという風に思います。できるだけ備品は削除した方がいいのではないかと思います。町長の考えをお伺いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 今、国の意見を議員はおっしゃった訳でありますから、その辺については度を越えない程度にやるべきではないという内部協議の基でこれも入れていこうということです。ですから、大々的な宣伝をしているわけではないと私は判断をしておりましたが、その辺は他の市町村を含んで相対的にいってうちの町はだんだん少なくなってくる状況のなかで突出しているのはどういうことかという、扱う2つの会社が例えばパソコンで見るときに1番トップに出るようになっておまして、うちの町が1番上に出ているそうでありまして、そういうことから多くなってきているところがございますから、これは国の言うことも心にとめながら、やっぱり完全にやめるということではなくて、内容的には

寄附金を頂いてそれを町民に還元したいということ、あるいは、寄附して下さる人にこちらに来ていただきたいというそういったことも含んで取り扱いをしたということが内部会議の内容だったとっておりますので、そのような形でしばらくは続けたいというのが私の考えでございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号平成29年度南種子町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（小園實重君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成30年第1回南種子町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午前10時27分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 小 園 實 重

南種子町議会議員 上 園 和 信

南種子町議会議員 立 石 靖 夫